

【諮問（個人）第198号】

3川情個第27号
令和4年2月4日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 早川和宏

保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に係る審査請求について（答申）

令和2年11月18日付け2川総コ第157号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する全部開示処分については、妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

審査請求人が、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し審査請求を行うに至った経緯は、次のとおりである。

（1）保有個人情報の開示請求

実施機関は、令和元年10月29日、「財政局税務部市民税管理課個人市民税係が保有・保全している私に関する個人情報のすべて 電子データは紙媒体ではなく記録媒体で請求します。」として、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づく審査請求人からの保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を受理した。

（2）実施機関の処分

実施機関は、令和元年12月26日付け31川財市管第〇〇号で、本件請求に対する全部承諾処分（以下「本件処分1」という。）を行った。その後、令和2年1月6日、審査請求人から総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当（以下「情報公開担当」という。）宛てに本件処分1において開示されたものの電子データに関するメールを受けた。実施機関は、令和2年1月30日付け31川財市管第〇〇号で、本件請求に対する全部承諾処分（以下「本件処分2」という。）を行った。

（3）審査請求人からの連絡とその後の対応

令和2年3月19日、審査請求人から情報公開担当へメールにより、「どれがもともと保有していた電子データなのか、どれが今回の為にスキャンした電子データなのか早急に知りたい」等の連絡が入ったため、同月25日、情報公開担当は「いただいたメールの内容につきましては、各所管課に再度確認するよう伝えましたので、電子データの保有状況については、各所管課に直接お問い合わせいただければと存じます。」と返信をした。

（4）審査請求

審査請求人は、令和2年4月24日付け審査請求書で、平成30年6月か7月より前に作成された「項番8-2 追加開示文書」のデータ（以下「8-2データ」という。）（開示されたデータは更新日時が2019年3月14日）を追加で開示するとの裁決及び実施機関が行った開示に、開示するためにスキャンしたデータがあるのかないのか説明するとの裁決を求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第198号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和2年4月24日付け審査請求書、令和2年7月20日付け反論書及び令和2年8月28日実施の審査庁による口頭意見陳述によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 全部承諾であるが、開示は不十分であり、「８－２データ」について、更新日時が平成３１年３月１４日であること及び平成３０年６月又は７月より前に作成されたものであるかが不明であることから、平成３０年６月又は７月より前に作成された「８－２データ」の開示を求める。
- (2) 令和２年１月３０日付け３１川財市管第〇〇号で実施機関が行った開示に、開示するためにスキャンしたデータがあるのかないのかを説明するとの裁決を求める。

実施機関は、審査請求人が令和２年３月１９日に送付したメールによる質問に対して回答していないことは認めているが、なぜそれに回答しなかったか説明をしていない。開示請求の不服申立ての期限はわずか３か月しかなく、このメールに対して適切に回答していれば、不服申立てをしなくてよかった可能性がある。

- (3) 審査請求人が令和２年１月６日に情報公開担当に送付したメールで、電子データの開示を求めていると判断した理由の説明を求める。また、同年３月１９日に送付したメールではどのように判断をしたのか説明を求める。

4 実施機関の主張要旨

令和２年６月１５日付け弁明書、令和２年８月２８日実施の審査庁による口頭意見陳述及び令和３年７月９日実施の実施機関諮問事案説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 「８－２データ」は、こすぎ市税分室の決裁済み回答内容のワード形式の文書ファイルをドキュワークス形式で保存していたものである。「８－２データ」について、本件処分１及び２において開示したドキュワークス形式のもののほかには存在しない。

ドキュワークス形式のデータは、例えば既存のデータに、付箋のようなアイテムを張り付けて上書き保存をしてしまうと、更新日時が更新される仕組みになっているようである。平成３１年３月１４日頃は、平成３０年度第１８５号の開示請求に対しての追加の開示を行う準備をしていたため、具体的にどのような作業を行ったかは不明である。なお、このドキュワークス形式のデータは画像ファイルであり、内容は変えられない。

- (2) 「開示するためにスキャンしたデータ」について、本件請求のために何か紙の文書をスキャンするということは行っておらず、本件請求の時点でそのようなものは存在しない。

審査請求人から令和２年３月１９日に送付されたメールに対し、情報公開担当は、同月２５日に、「電子データの保有状況については、各所管課に直接お問い合わせいただければと存じます。」と返信をしているので、改めて確認したいのであれば、問い合わせがあるだろうと待っていた。

- (3) 当初、審査請求人とのやり取りで審査請求人の求めている電子データは本件処分１で開示した文書のうち３１川財市管第１３号に関するもののみと判断していた。その後、審査請求人から令和２年１月６日に情報公開担当に送付されたメールで、３１川財市管第１３号の電子データしかないのかと尋ねられたことから、

他の文書についても電子データが存在するものは求められていたものと判断し、同月３０日に本件処分２を行った。このように、本メールによって新たな開示請求がなされたとは捉えていない。

審査請求人から令和２年３月１９日に送付されたメールについても何かを請求されているとは捉えていない。

５ 審査会の判断

- (１) 審査請求人は、自身がオンブズマンへの苦情申立てをした時期が平成３０年６月頃であることから、同月か翌７月より前に作成された「８－２データ」が存在するのではないかと考えて追加の開示を求めている。この点、実施機関は、平成３１（２０１９）年３月１４日頃に審査請求人からの開示請求に向けた準備の中で、何らかの操作をしたことにより、平成３０年６月又は７月頃に作成した「８－２データ」の更新日付が「２０１９／０３／１４」に変更されたと主張する。一般的にデータの更新日付が変更されると当該データの改変が行われたのではないかと考えられるが、このドキュワークス形式のデータは画像ファイルであってその内容は変えられないため、データの改変が行われたとは認め難く、また、このような事象はデータ作成の過程や保存・管理、データの再利用においてしばしば見受けられるものであり、実施機関の主張に不合理な点は特段認められない。

なお、審査会においてもこの「８－２データ」とこすぎ市税分室の決裁済み回答内容を比較した結果、両内容は同一であり、データの改変が行われたとは認め難く、また、本件処分１及び２において開示したドキュワークス形式のもののほか、審査請求人が追加の開示を求めているような「８－２データ」が存在することをうかがわせる特段の事情も認められない。

- (２) 審査請求人は「開示するためにスキャンしたデータがあるのかないのか説明する」との裁決を求めているが、審査請求制度は、本件のように実施機関に対して説明を求めることを想定しておらず、裁決の対象にならない。

念のため、開示するためにスキャンしたデータが本件請求の時点で存在しないとの実施機関の主張を検討するに、保有個人情報開示請求は、当該請求の時点で存在する紙の文書ないしデータを開示する制度であり、実施機関が開示のために紙の文書を新たにスキャンするという行動をとることは考え難く、実施機関の主張に不合理な点は特段認められない。また、実施機関が審査請求人に対して開示するためにスキャンしたデータが存在することをうかがわせる特段の事情も認められない。

- (３) その他、審査請求人は、自身が送付したメールについての実施機関の判断等に関する説明を求め、縷々主張しているが、この点は、当審査会諮問（個人）第１８８号及び第１８９号答申のとおりであり、検討を要しない。

以上の次第で、前記１に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委 員	飯 島 奈津子
委 員	嘉 藤 亮
委 員	友 岡 史 仁
委 員	中 島 美砂子